

# 料金のしくみについて

# 1 水道料金について

## ▶ 水道料金とは

水道事業者が提供する給水サービス（安全な水の供給）に対する対価として使用者からいただく料金になります。その料金はできるだけ低廉かつ公平でなければならないとともに、使用者の要求する給水需要が質量ともに充足できるよう適正にさだめられていなければならないとされています。

## ▶ 水道事業の独立採算制

水道事業の経営は、地方公営企業法に基づき経済性を発揮する仕組みの一つとして「独立採算制の原則」をとっております。これは、水道事業は、税金によらず、使用水量に応じて水道使用者に支払ってもらう料金収入によって運営されなければならないというものであります。

## 2 水道料金の設定

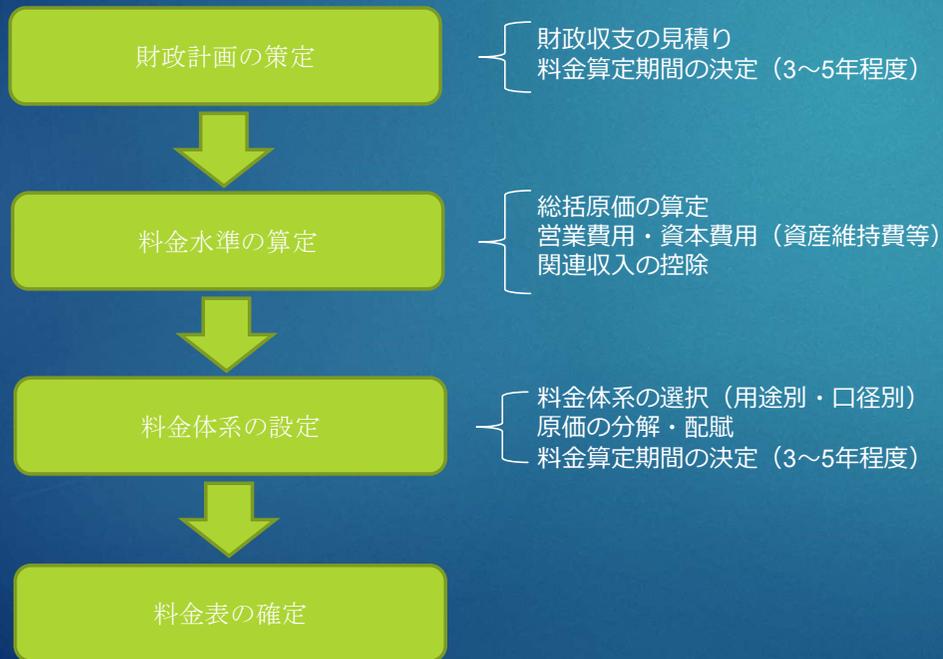
- ▶ 水道料金の設定には下記の事項が求められます。
  - 1) 公正妥当であること。
  - 2) 能率的な経営の下における適正な原価を基礎とすること。
  - 3) 地方公営企業の健全な運営を確保することができること。
  - 4) 料金は、定率又は定額をもって明確に定められていること。
  - 5) 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

# 3 水道料金の算定方法

水道料金については、水道法第14条（供給規定）に基づいて、料金算定を行います。

## 水道料金算定プロセス

料金表を策定するまでの流れは以下のようになります。



## 4 料金水準の算定（総括原価の算定）

- ▶ 財政計画の収支見通しから料金算定の基礎となる費用を積算し、料金水準を決定します。
- ▶ 水道料金に求められる「適正な原価」として、営業費用及び支払い利息を算出します。
- ▶ 水道事業の「健全な運営を確保」ができるよう、施設の計画的な改修・更新等に費用に必要となる費用（資産維持費）を算出します。
- ▶ これらの費用を合わせた総括原価を算定し、総括原価と料金収入の総額が一致するように料金を設定します。



## 5 料金体系の設定

- 一般的に水道料金は、水道の使用量の有無に関係なく、いつでも安全でおいしい水を提供できる体制を維持するため、固定的にかかる経費として負担してもらう「基本料金」と、使用した水量に応じて必要となる経費を負担してもらう「従量料金」から構成される二部料金制を採用しています。

種別	定義	対象経費
基本料金	使用水量の有無に関わらず水道メーター口径や用途に応じて、負担してもらう料金	水道メーター設置費、検針徴収経費 等
従量料金	使用水量に応じて、負担してもらう料金	動力・薬品費 等

この二部料金制と、水道メーターの口径の違いによって料金を設定する方法（口径別料金体系）又は、水道の用途別に料金を設定する方法（用途別料金体系）を併せて、料金表を設定します。

# 6 用途別・口径別料金表のイメージ

## ▶ 用途別料金体系

用途	料金		超過料金 (1 m <sup>3</sup> )	
	基本料金 (1ヵ月)	水量	水量 (m <sup>3</sup> )	料金
家事用	0m <sup>3</sup>	〇〇円	10超~20未満	△△円
			20超~30未満	△△円
			30超~50未満	△△円
			50超~70未満	△△円
			70超~	△△円
営業用	0m <sup>3</sup>	〇〇円	10超~20未満	△△円
			20超~40未満	△△円
			40超~70未満	△△円
			70超~100未満	△△円
			100超~	△△円

## ▶ 口径別料金体系

口径	料金		超過料金 (1 m <sup>3</sup> )	
	基本料金 (1ヵ月)	水量	水量 (m <sup>3</sup> )	料金
13mm	0m <sup>3</sup>	〇〇円	10超~20未満	△円
20mm			20超~30未満	△円
25mm			30超~50未満	△円
40mm			50超~70未満	△円
50mm			70超~	△円

# 7 用途別・口径別料金体系の特徴

	メリット	デメリット
用途別料金体系  家事用や事業用などの各使用者の用途によって、料金格差を設定するもの	<ul style="list-style-type: none"><li>家事用以外の用途に負担を求めることにより、生活用水への配慮が可能である。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>用途別に異なる料金を設定する客観的かつ明確な基準がなく、公平性に欠ける。</li><li>用途区分の判断が困難な場合がある。</li><li>同じ用途であっても大口使用者と小口使用者で基本料金が同じになる。</li></ul>
口径別料金体系  水道メーターの口径の大小を基準として、料金格差を設定するもの	<ul style="list-style-type: none"><li>水道メーターに係る経費等や水道需要量が概ねメーター口径の大小に対応しており、需要種別に応じた費用負担の公平と料金体系の明確性の確保ができる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>用途別料金と比べて少量使用者の負担が大きくなる可能性がある。</li></ul>

## 8 水道料金改定の経緯

改定年月日等	主な内容
昭和33年4月	給水開始
昭和47年1月1日	料金改定
昭和50年11月1日	料金改定
昭和56年7月1日	料金改定
平成元年4月1日	消費税の導入（3%）
平成9年4月1日	消費税の改正（5%）
平成9年8月1日	料金改定
平成14年4月1日	料金改定
平成26年4月1日	消費税の改正（8%）
令和元年10月1日	消費税の改正（10%）

# 10 料金算定表 (現行)

10

料金		基本料金 (1ヵ月)		超過料金 (1 m <sup>3</sup> )		料金		基本料金 (1ヵ月)		超過料金 (1 m <sup>3</sup> )	
用途	水量	料金	水量 (m <sup>3</sup> )	料金	用途	水量	料金	水量 (m <sup>3</sup> )	料金		
家事用	10m <sup>3</sup>	900円	10超～20未満	135円	公共施設等用	10m <sup>3</sup>	1,250円	10超～40未満	220円		
			20超～30未満	155円				40超～70未満	240円		
			30超～50未満	200円				70超～100未満	270円		
			50超～70未満	220円				100超～	330円		
			70超～	270円							
営業用	10m <sup>3</sup>	1,000円	10超～20未満	175円	公衆浴場用	100m <sup>3</sup>	9,000円	100超～	130円		
			20超～40未満	200円	消火栓	1柱 1回 10分 ごと	2,400円	(私設屋外演習用)			
			40超～70未満	230円				1,200円	(私設屋内演習用)		
			70超～100未満	300円							
			100超～	330円							